

液状化による**宅地**の被害の復旧を支援します

令和8年度も実施します！

～新潟市液状化被災宅地等復旧支援事業のお知らせ～

(1) 対象となる宅地

①②③の全てに該当する宅地

- ① 令和6年能登半島地震の際、**住宅**※1の敷地として使われていたもの
- ② **液状化被害が確認**※2されたもの
- ③ 住宅が「**準半壊以上**」※3の罹災証明を受けたもの

※1 店舗等との併用住宅は対象。賃貸住宅、企業の社宅や寮、空き家などは対象外

※2 液状化被害(住宅の沈下・傾斜、地盤の亀裂、噴砂など)が確認できる写真・書類等が必要

※3 宅地に液状化による相応の被害があると認められる場合は、一部損壊も対象となる場合があります。

【液状化による被害の事例(参考)】



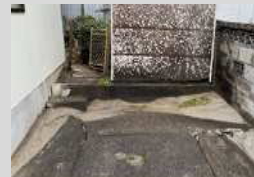
①住宅の沈下・傾斜



②地盤の亀裂



③擁壁の崩壊



④噴砂

写真出典

①、②：熊本災害デジタルアーカイブ
③：被災宅地の調査・危険度判定マニュアル-参考資料-
④：被災者提供

(2) 対象となる工事

① 宅地の復旧

被災した宅地の原形復旧を基本とした工事(擁壁、地盤の復旧等)
(グレードアップは対象外)

② 地盤改良

沈下防止のための住宅建屋下の地盤改良工事

③ 基礎の傾斜修復

住宅基礎の沈下・傾斜を修復する工事

※これらの工事は、着手済・完了済であっても対象となります。
※工事のために実施した調査・設計も補助の対象となります。



<相談・申請窓口(予約制)>

●ふるまち庁舎(古町ルフル) 5階 (中央区古町通7番町1010)

- ▶ 予約方法:ご希望の原則4日前までに電話で要予約
- ▶ 予約枠:月～金(土日祝除く)
4枠(午前9時、午前11時、午後1時、午後3時)



△専用サイトはこちら

<お問い合わせ・予約受付>

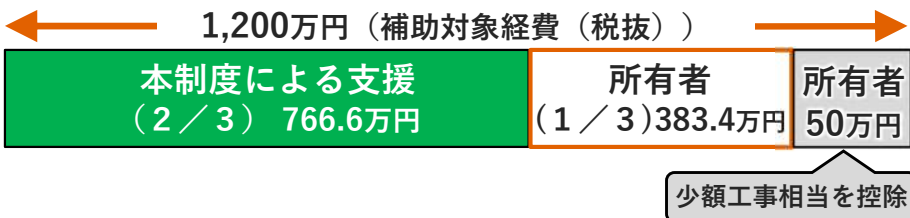
制度に関する問い合わせ専用ダイヤル ☎ 025-226-2710 (土日祝除く)午前9時00分～午後5時00分

(3) 補助金額

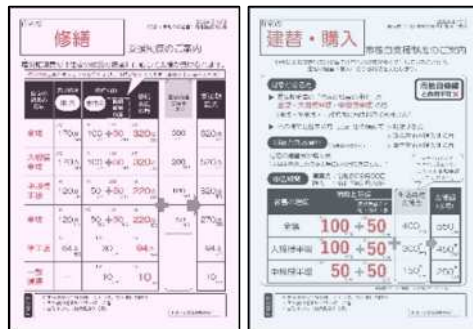
- 補助対象経費上限:1,200 万円
- 補助率 : 2/3
- 補助上限額 : 766.6万円

〔ただし、既存の国・県・市の支援制度を活用している場合はその支援額が控除されます〕

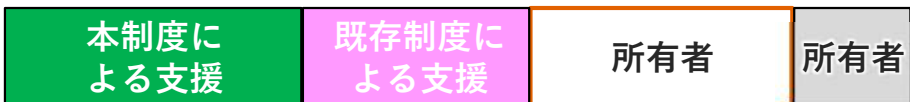
① 既存の国・県・市の支援制度を活用していない場合



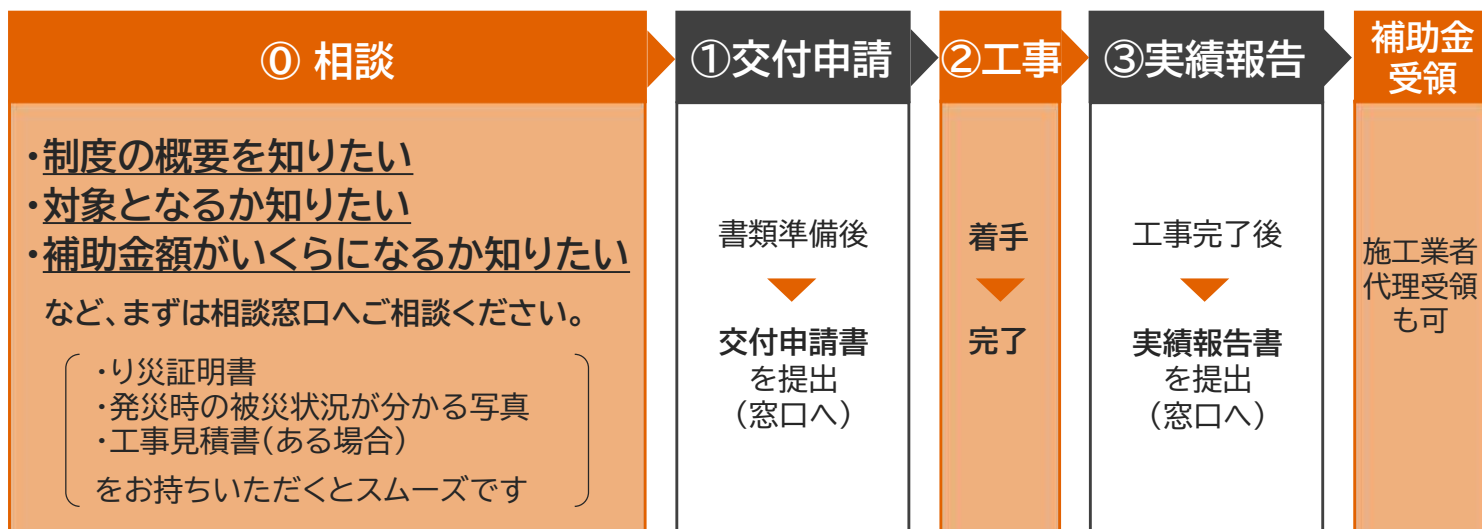
既存の国・県・市の支援制度



② 既存の国・県・市の支援制度を活用している場合



(4) 申請手続きの基本的な流れ



～既に見積りをお持ちの方は、補助金額の目安を試算してみましよう～

- ① 見積書から本制度の補助対象経費となる費用の合計(税抜)を計算・・・ A 円
(補助対象経費: 上限1,200万円)
- ② 下記計算式により基礎額を計算
基礎額 = (A 円 - 50万円) × (2 / 3) = B 円
- ③ 国応急修理(活用額のうち50万円を超えた額のみ)、県応急修理(活用額の全額)、市修繕支援または市建替支援(活用額の全額)の合計額を計算・・・ C 円
- ④ 下記計算式により本制度の補助金額を計算
B 円 - C 円 = 補助金額 [] 円
(千円未満切り捨て)